九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

地方資産家による関東州塩田経営 ： 『村井家文書』の関東州塩田関係史料に関する覚書

伊藤, 昭弘
福岡女子大学

https://doi.org/10.15017/13812

出版情報：エネルギー史研究 ： 石炭を中心として. 21, pp.83-93, 2006-03-22. 九州大学附属図書館付設記録資料館産業経済資料部門
バージョン：
権利関係：

【資料紹介】地方資産家による関東州塩田経営

――『村井家文書』の関東州塩田関係史料に関する覚書――

伊藤昭弘

はじめに

本稿は、山口県周南市櫛ヶ浜の村井家に伝来した『村井家文書』（二〇〇四年一二月、九州大学石炭研究資料センターに寄贈）のうち、日露戦争後、日本の統治下に入った中国関東州における、塩業に関する史料について、若干の分析を行う。現在『村井家文書』は未整理の状態だが、塩業関係史料を一括したものが発見された。本稿での検討は、その一括史料に限っていることをお断りしておきたい。

村井家は、近世以来櫛ヶ浜において、酒造業を営んだ家である。ところが日露戦後から大正期にかけて関東州に進出し、家業とは無縁の塩業に参入した。山口県でも近世以来塩業が盛んであったが、同家は県内において、塩業に関わった形跡は見受けられない。

今後、『村井家文書』の整理・研究が進み、村井家が関東州へ進出した動機、関東州での事業展開、製塩事業の状況などが明らかになれば、全国でも珍しい、地方資産家による（それも、日露戦後という早い時期の）大陸進出の、貴重な事例となるだろう。本稿はその足がかりとして、『村井家文書』中の塩業関係史料の一部を検討したい。

なお、本稿のうち村井家の家系や人物の履歴については、村井家現当主洋一氏のご教示、及び氏作成のＨＰ（http://www.geocities.jp/kiemon200/）を参考にしている。

一　村井家の略歴と『村井家文書』

まず村井家の略歴を、系図に従って説明したい。山本弥兵衛は、富田古市の村井家から山本家へ養子として入った。そのため弥兵衛の男子四人のうち、山本家を継いだひとり以外は村井姓を名乗った。そのうち喜右衛門は、安永八年以降長崎香焼島に出漁していたが、寛政一一年、長崎湾で沈没したオランダ船エリザ号のサルベージに成功したことで有名な人物である。喜右衛門の弟亀次郎は当初男子を得ず、そのため岸田家から市左衛門を養子とした。しかしその後五良衛門が誕生したため、市

村井家家系図
（主要人物のみ）

- 山本弥兵衛（～寛政9）
  - 村井喜右衛門（～文化元）
    - 村井亀次郎（～天保6）
      - 五良衛門（～明治元）
        - 道之助
          - 七之助
    - 市左衛門（～文久3）
      - 吉右衛門（～明治20）
        - 市郎（～大正10）
          - 文太（～大正4）
            - 市孝（～大正8）
- 10代 岸田福松（～文政11）
  - 市左衛門
    - 茂左衛門（～安政3）
      - 市兵衛（～明治2）
        - 市平（～大正11）
          - 健作

左衛門は分家して酒造業を営んだ（屋号酒屋）。『村井家文書』は、この村井市左衛門家に伝来した史料である。近世以来村井家は、酒造業を家業としたが、概観した限りでは、ほぼすべてが明治以降の史料であり、かつ帳簿・書冊類は僅かで、ほとんどが書簡など一紙類である。

今回調査した史料は、「明治三十八年巳冬より　大連市日清商会関スル并ニ塩田業関スル等種々書類入　村井市郎」（以下「袋A」、写真1）、及び「明治四十弐年酉四月より　大連塩田事業書類入　村井盤桓堂」（以下「袋B」、写真2）と表書のある、ふたつの袋に一括されたものである（表1）。いくつかの混在もあるが、基本的に袋Aは、関東州進出・塩田事業への参入から最初の挫折・塩田事業の再開まで、袋Bは再開後の塩田事業の展開がわかる史料となっている。

これらふたつの袋以外にも、塩業関係の綴や書簡など、「塩田」とマジック書された段ボールに納められた史料があるものの、今回は整理まで至らなかった。本文中、引用史料に付した番号は、表1に対応している。ただし、村井家文書の調査は未だ本格的には着手していない状況であり、表1の史料番号は、本稿作成にあたって一時的に付したものである。

写真1　袋A「明治三十八年巳冬より　大連市　日清商会関スル并ニ塩田業関スル等種々書類入　村井市郎」

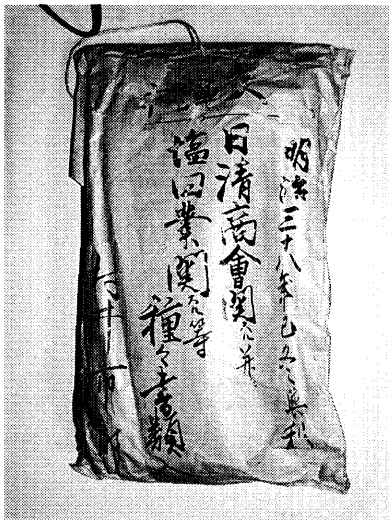

写真2　袋B「明治四十弐年酉四月より　大連塩田事業書類入　村井盤桓堂」

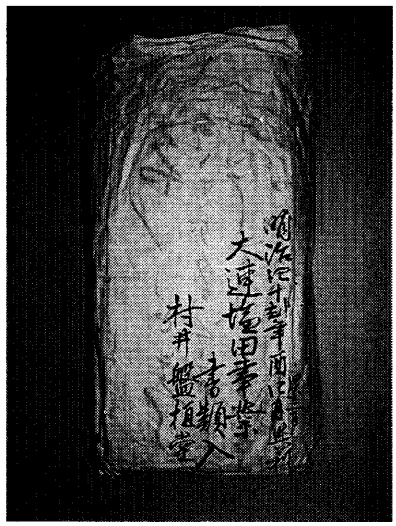

表 1

袋A「明治三十八年巳冬より　大連市　日清商会関スル井塩田関スル等種々書類入　村井市郎」

仮番号1	2	3	4	表題	年月日	差出→宛	内容	形態
1				(塩田ほか大連事業関係書類・裁判書類など一括)			1-1～15は袋に一括、袋上書「明治三十九年丙午八月一日元四十年未六月末限借用証書　村井七之助殿　河村博亮殿　村井文太」	
	1			(書簡)	M39.12.30	大連市東郷町2丁目　日清商会　村井七之助→太華村　村井市郎	商会貸金の事、大根粕漬販売の事	状(封筒入)
	2			領収書	M43.9	太華村　村井文太→徳山区裁判所執達吏佐々木誠	河村博亮債務関係	状
	3			領収書	M43.9	太華村　村井文太→徳山区裁判所執達吏佐々木誠	河村博亮債務関係	状
	4			記			河村博亮へ貸付金書上	状
	5			証人呼出状	M43.12.22	山口地方裁判所→大華村　村井文太	貸金請求事件に関し有馬健作・市川勇輔証人として出頭の事	状
	6			(村井文太ほか2名借用証書一括)			1-6-1～2は紙紐紐にて一緩のうえ封筒に収める	
		1		借用証書	M39.8.1	太華村　村井七之助、室積町　河村博亮、太華村　村井文太→村井市郎	金6879円借用、大連事業財産を引当	状
		2		延期証書	M41.4.25	村井七之助・村井文太→村井市郎	元利8121円返済延期	状
	7			借用証	M38.10.13	借主河村博亮、保証人市川勇輔→貸主村井文太	金1000円借用、控	状(封筒入)
	8			(村井七之助担保差入書類一括)			1-8-1～2は封筒に一括	
		1		担保品差入証書	M41.4.22	村井七之助→村井市郎	M39借用金の担保として満州水産株式130株差入	状
		2		承諾証書		村井七之助→	質入の件承諾	状
	9			規約書	M38.10	村井七之助・河村博亮・村井文太→	日清商会規約	冊(封筒入)
	10			(裁判関係書類一括)			1-10-1～2は封筒に一括	
		1		判決	M44.1.9	山口地方裁判所→	原告有馬健作、被告市川勇輔の裁判判決	冊
		2		執行委任ニ付請求物件員数届	M43.8.15	村井文太→	債務者河村博亮に対する請求額書上	状
	11			(のぶ宛村井文太書簡など一括)			1-11-1～2は封筒に一括	
		1		(書簡)	M40.6.12	大連　村井文太→のぶ	塩田許可取消・再許可・開設着手の事、岸田健作渡連の事、河村・村井七之助を非難	状
		2		(電報)			村井市郎宛3通	状(3通)
	12			(許可書)	M39.5.17	関東州民政署民政長官石塚英蔵→太華村　村井文太	北沙河口台山前に塩田開設許可	状
	13			契約証	M40.6.25	村井文太、村井七之助、立会者島田代吉、内山福太郎→	関東州北沙河口塩田開設に関する契約	冊
	14			(封筒)			上書「明治四十三年十月十日河村博亮へ貸渡金債券譲渡ニ付此度有馬健作へ約束手形井ニ証書領収書入」	封筒
	15			(封筒)			上書「四十年六月塩田開設ニ付村井七之助・同文太約定書入」	封筒
2				(塩田関係書簡など一括)			2-1、2は袋に一括、袋上書「大連事業貸金井塩田事業ニ関スル必用証書数通入　村井盤桓堂」	
	1			(電報)			村井文太・市郎宛5通	状(5通)
	2			(塩田関係書簡・書類一括)				
		1		(塩田関係計算書一括)			貸借対照表、工事費、採塩費、預金、一時取替払、一ヶ月支出	冊
		2		(書簡)	.8.16	村井市郎→村井七之助、岸田健作	新宅東作仕組の事、河村博亮へ貸金の事ほか	状
		3		(書簡)	.8.	村井市郎→中村徳三郎	新宅東作・村井七之助へ貸金の事	状
		4		(記)		東作→本家様	金員計算の表、詳細不明	状(封筒入)
		5		(書簡)	M41.7.27	大連　村井七之助→太華村　村井市郎	水産組合の事、塩田工事長期化の事、羽嶋湾塩田取調の事	状(封筒入)
		6		(書簡)	.7.28	大連　岸田健作→老翁(村井市郎)	島田氏訪問の事、纐子窩塩田視察の事	状
		7		(書簡)	M41.7.29	大連　岸田健作→太華村　村井市郎	明朝纐子窩塩田視察の事	葉書
		8		(書簡)	旧6.20	岸井市平→村井市郎	塩田の件都合宜しき旨を況す	状(封筒入)
		9		(書簡)	.7.22	重村積平→大連　村井市郎	家族の無事を伝える	葉書
		10		満洲日日新聞　第327号	M41.9.24			新聞紙
		11		関東都督府府報　第288号	M41.8.4	関東都督子爵大島義昌→	遠洋出漁船保護などを口実とした不法行為を禁止	状
		12		(書簡)	M41.8.20	大連 内山福太郎→太華村　村井文太	御尊父様渡連の事、御地稲作情況問い合わせの事	状(封筒入)
		13		(書簡)	.9.19	現場　岸田健作→老翁(村井市郎)	塩田工事・採塩の状況、諸費用の書上や天気記録あり	状(封筒入)
		14		(在大連村井市郎宛書簡一括)			2-1-14-1～4は封筒一括	
			1	(書簡)	.7.22	村井文太→村井市郎	東作より村井七之助へ貸渡金について、魚市場株券担保差入や農耕銀行配当金の事など	状
			2	(書簡)	.7.22	村井文太→村井市郎	塩田工事竣工の事、採塩見込の事、諸費用の事	状
			3	(書簡)	.7.22	のぶ→村井市郎	近況報告	状
			4	(書簡)	.7.21	村井文太→村井市郎	村井七之助の件について	状

袋B「明治四十弐年酉四月より　大連塩田事業書類入　村井盤桓堂」

1				(書簡)	M42.5.14	(大連)岸田健作→櫛ヶ浜　村井文太	山口一件保釈の事	状(封筒入)
2				(通達)	M42.5.28	都濃郡役所→(太華村)都濃郡酒造組合組長村井文太	第14共進会出品の事	状(封筒入)
3				(報告)	M42.4.29	大連　村井塩田部→櫛ヶ浜　村井市老	大連の気温・風向き、収支など	葉書
4				積入御案内	M42.5.4	下関東南部町商船会社前　柏長本店回漕部→櫛ヶ浜　村井市郎	水車1組大連向け	葉書
5				(報告)	M42.5.9	大連　村井塩田部→櫛ヶ浜　村井市老	大連の気温・風向き	葉書
6				(書簡)	M42.4.10	在下関駅前嶋屋旅館内　岸田健作→太華村　村井市郎	天草丸乗船の事	葉書
7				(電報一括)	M42.5.	(大連か)→村井文太・市郎	到着など通知	電報
8				(書簡)	M41.10.31	大連　岸田健作→太華村　村井市郎	大連の天候、塩田の作業状況など	状(封筒入)
9				(書簡)	M41.10.23	大連　岸田健作→太華村　村井文太	「村長」との共同経営に関する意見か	状(封筒入)
10				(書簡)	M42.5.10	大連　岸田健作→下宇野令村　村井文太	設備など塩田の状況について	状(封筒入)
11				(書簡)	M42.5.4	大連　岸田健作→櫛ヶ浜　村井市郎	採塩にむけての準備や塩田の問題点など	状(封筒入)
12				(書簡)	M42.4.16	大連　岸田健作→太華村　村井市郎	採塩にむけての地盤改良や現地人雇用など	状(封筒入)
13				(書簡)	M42.5.12	大連　岸田健作→櫛ヶ浜　村井市郎	魚市場新株券郵送の事、村井洋行塩業部と改名の事	状(封筒入)
14				(塩田関係書類一括)			14-1～8は封筒一括	
	1			委任状(控)	M42.4.10	太華村　村井文太→	大連塩田事業を岸田健作に委任	状

	2		記	M41.12.10	岸田健作→村井市郎	塩田工事費621円余受取	状
	3		領収証	M42.4.9	岸田健作→村井市郎	塩田仕入金100円受取	状
	1		領収証	M41.12.15	加藤儀平・森生幸信→岸田健作	591円余受取	状
	5		(通常為替金受領証書綴)	M41.12	櫛ヶ浜郵便局長心得浅田孝太郎		状(綴)
	6		郵便物受領証	M41.12		岸田→加藤・森生への郵便物	状
	7		(明治42年塩田工事予算)	M42.3.29		西部塩田結晶池3付、北部同4付、計921円余	状
	8		(書簡)	M41.12.9	岸田健作→加藤儀平・森生幸信	送金の件	状
15			(電報)	.5.13	大連 →櫛ヶ浜 村井市郎	送金願	電報(封筒入)
16			(書簡)	M42.4.30	大連 岸田健作→櫛ヶ浜 村井市郎	郵便受領証など同封、塩田の作業状況、金銭出納明細表など	状(封筒入)
17			(書簡)	M42.4.24	大連 岸田健作→櫛ヶ浜 村井市郎	塩田修理の事	状(封筒入)
18			(報告)	M42.5.5	大連 村井塩田部→櫛ヶ浜 村井市郎	大連の気温・風向き、収支など	葉書
19			(支出明細)	M42.4	(岸田)→	徳山からの旅費、郵便費、塩田苦力賃など	状
20			(村井市郎宛岸田健作書簡一括)			20-1、2は封筒一括	
	1		(書簡)	M42.4.20	大連 岸田健作→櫛ヶ浜 村井市郎	石棒10本送付願	状
	2		(書簡)	M42.4.21	大連 岸田健作→櫛ヶ浜 村井市郎	第1、2塩田塩水汲み上げなど作業状況	状
21			(書簡)		大連 村井七之助→太華村 村井文太	差押供諾金の事、塩田工事の事ほか	状(封筒入)
22			(書簡)	.8.16	大連 村井七之助→太華村 村井文太	仮差押事件の事、塩田開築の事ほか	状(封筒入)
23			(書簡)	M42.6.15	大連 岸田健作→櫛ヶ浜 村井市郎	塩田地盤入替の事ほか	状(封筒入)
24			(封筒)	M42.6.12	大連 村井洋行営業部→櫛ヶ浜 村井文太	中身なし	封筒
25			(報告)	M42.7.7	→櫛ヶ浜 村井文太	結晶地度数、天候など	葉書
26			(製塩関係書類一括)			26-1、2は封筒一括	
	1		第四回請求金額 六月分事務所費用并備品	M42.6.30			状
	2		(塩田潮水度数表)				状(綴)

二 関東州塩業について

南満州鉄道庶務部調査課が作成した『満鉄調査資料』第五一編として、関東州塩業に関する『我が国に於ける塩の需給と関東州の塩業』という、極めて精細な調査報告書が残されている（以下『関東州の塩業』と略記）。ここでは同書の記述を参考に、関東州塩業の概略を述べ、『村井家文書』分析の前提としたい。なお同書に基づいた研究としては、渡辺淳「外地塩業と日本塩業」（『日本塩業大系』近代（稿）、一九八二年）がある（同論文は、台湾・青島・朝鮮塩業も検討されている）。本稿では、『村井家文書』分析の前提として、渡辺論文と重複する内容も敢えて提示している。

関東州塩田は天日製塩（晒塩法とも）であり、煎熬法（海水を濃縮した鹹水を煮沸して塩を採取）の内地塩田に比べ、労働力・燃料などコスト面で圧倒的に優位であった。そのため同州が日本の統治下に置かれると、日本人の塩田開設希望者が多数現れた。

明治三九年三月二三日、関東州民政署は署令第八号関東州塩田規則、及び第九号塩田規則施行細則を公布・施行した。その目的は、在来塩田（中国人経営）の整理・新規塩田開設者の選定が主であった。うち日本人が関わる新規塩田開設については、三八年八月の民政施行以降、三九年末までに五五件もの出願があったという。民政署は基本的に大規模経営が可能な者を選定・許可する方針で、当初開設許可を得たのは日本食塩コークス株式会社など四会社と、村井文太・志岐信太郎の二個人であった。

しかし日本人塩田の経営は難航し、大正五年には日本人塩田の全てが大日本塩業株式会社（日本食塩コークス株式会社が明治四一年に改称）に統合された。その後関東州塩は、一時日本の統治下にあった青島産の塩に押された時期があったものの、主に内地・朝鮮へ移出され、専売制下の日本塩業において、台湾塩とともに大きな役割を果たした。

天日塩田は、海浜の干潟地に開設され、周囲に堤防を築き、内部に海水を引き入れる点では、内地、特に瀬戸内塩田の入浜式塩田と同じである。しかし入浜式塩田の地場は、その全体が表面の砂に塩分を付着させ、

高濃度の鹹水採取に使われるが、天日塩田の場合には、大きく貯水池・蒸発池・結晶池に分割された（図参照）。この三種類の池を設置して、ひとつの塩田（「付」と数える）となる。面積は塩田によってさまざまで、一付あたり二町程度から四、五〇町まで幅があった。

また天日塩田は、海水の引き入れ方法により流下式と揚水式に分けられる。自然流下式は低地に築造され、満潮時自然に海水を塩田内に誘導した。一方揚水式は流下式よりも高地に築造され、揚水器を用いて海水を塩田に汲み上げた。流下式は、堅固な堤防を必要とするため、初期投資が多額となる。揚水式は初期投資は抑制できるが、揚水費用が必要となった。

図　天日塩田構造例（『我が国に於ける塩の需給と関東州の塩業』より）

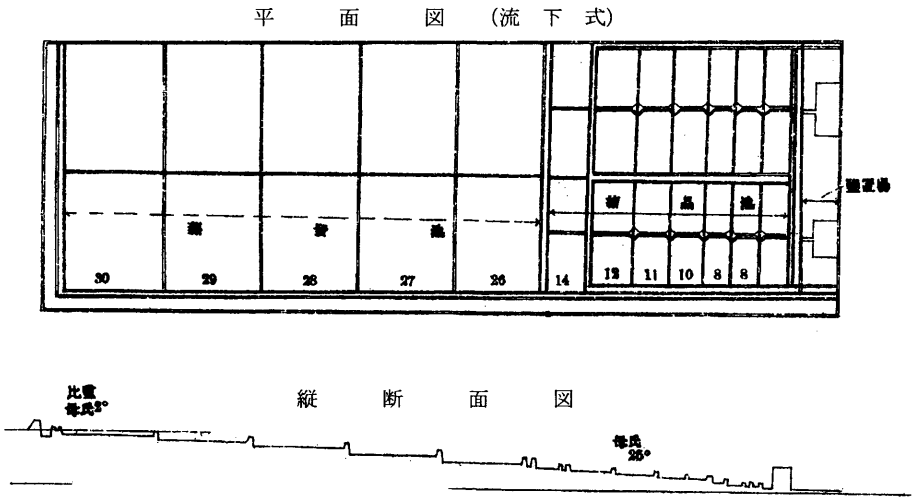

採塩作業の行程は、以下の通りである。まず貯水池に海水を貯める。なお潮入水溝により、直接蒸発池への海水引き入れが可能な場合には、貯水池は設けない。次に、海水を蒸発池へ誘導する。その際、揚水式は揚水器を使用する。蒸発池は第一、第二…と区画され（おおよそ第五まで）、順に低くなるよう設計されている。まずは第一蒸発池に海水を入れ、約一日程度放置し、のち第二、第三…と順に流し落とす。その結果、高濃度の鹹水が生成される。その後、鹹水を結晶池に流し込み、塩を採取する。こうした作業に従事する労働者は、把頭・塩夫に分けられた（『村井家文書』では「稔頭」「苦力」とされている）。把頭は製塩作業のトップで、塩夫を指揮した。

『関東州の塩業』は、内地塩田の煎熬法では、塩田一町歩につき約八人の「塩夫」が、さらに鹹水を煮沸するにあたり「生産塩の十二割以上」の石炭が必要だとする。一方で、天日法では塩田一町歩に一人弱の労働力で十分であり、かつ天日・風力により塩を結晶させるため、燃料費を全く必要としない（一部では、煎熬法を併用していた塩田もあった）。そのため生産コストは、「今日」（大正十三年頃）では、関東州塩田は内地塩田の二十分の一で済んだという。

最後に、採取された塩の品質に触れておきたい。『関東州の塩業』によれば、天日製塩の弊害として、塩の結晶が「概して粗大鞏固」で、さらに「揚塩の際浮泥の混入を免れない」「貯蔵また野積である為め、塵埃の附著する」といった点を挙げ、塩の「外観」が「不良」であったとする。しかし塩の成分については、内地における二等塩（塩分含有量八五％以上）に匹敵した。また「苦汁分の尠き」、「結晶の溶解迅速にして濾過作用容易なる」という特徴があり、前者は味噌・醤油醸造用として、

後者は再製原料や化学工業用としての利用を促したという。

三　村井家の関東州進出と塩業

前章の検討で示したように、関東州塩田は内地塩田に比較して特にコスト面で優位であり、採取された塩の品質も、ある程度良質であった。そのため関東州の日本統治開始後、日本人による塩田開設願が相次ぎ、そのなかに村井家（文太）も含まれたのである。

本章では『村井家文書』を分析し、村井家の関東州塩田事業について説明したい。ただし前述のように、今回分析した史料はあくまで『村井家文書』の一部であるため、今後の展望も含めた中間報告である。

日清商会の設立

明治三八年八月、村井文太は村井七之助・河村博亮（熊毛郡室積村居住）と日清商会を設立した。七之助は、村井家の始祖市左衛門の義弟五良衛門の孫にあたる人物で、太華村の初代村長である。また防波堤の建設に尽力するなど、櫛ヶ浜の名士であった。河村については、詳細は不明である。規約書（A一―九）によれば、日清商会は関東州への内地商品（特定品目無し）輸出を主要業務とし、本店を太華村、支店を大連に設置した。しかし塩業へ参入する意志は、規約書からは窺えない。

日清商会の設立については、今のところこの規約書しか関係史料を見いだせていない。そのため三人のうち誰が発起したのか、村井家から参加した文太は主導的な立場だったのか、それとも他の二人に誘引されたのか、不明な点が多い。事業についても、三九年一二月三〇日市郎宛七之助書簡（A一―一）に、貸金業・食品加工販売に関する記述がみられる程度である。規約書で当初の事業目的としていた、内地からの商品輸出を具体化している様子は、現段階では不明である。

なお、日清商会としての関わりは不明だが、大連市信濃町大連市場構内に設置された、合資組合関東魚市場に関する史料が残されている。第二回営業報告書（未整理）によれば、魚市場は大連市内だけでなく満鉄沿線の都市や日本軍へ魚を供給していた。今のところ、村井家の関わりは株式取得しか確認できていないが、遠洋漁業に言及した史料（未整理）もあり、同家と漁業の関係についても今後検討する必要がある。

塩田事業への参入

明治三九年五月一七日、関東州民政署民政長官石塚英蔵名義の塩田開設許可書（北沙河口台山前、地図参照）が、村井文太へ出された（A一―一二）。しかし、すぐに塩田事業に着手した様子は窺えず、むしろ三九年中は、例えば日清商会創立者の三人が、村井市郎（文太の父）から六八七九円を借用するなど（A一―六―一）、関東州事業は資金繰りに窮している感がある。また同年一二月三〇日付の市郎宛七之助書簡（A一―一）でも、塩田事業に関する言及はみられず、とりあえず関東州塩田規則の施行をみて塩田開設許可を得たものの、実態としては、それに着手できる状況ではなかったとみられる。

翌四〇年には、日清商会創立者のひとり河村博亮が撤退し、関東州事業は文太・七之助のふたりで進めることとなった。ただし、前述の資金貸借により、事実上最大の投資者となった市郎の影響力が強まっており、事業の状況は随時市郎へ報告され、市郎自身も一時現地へ渡っている

関東州地図（『我が国に於ける塩の需給と関東州の塩業』より）

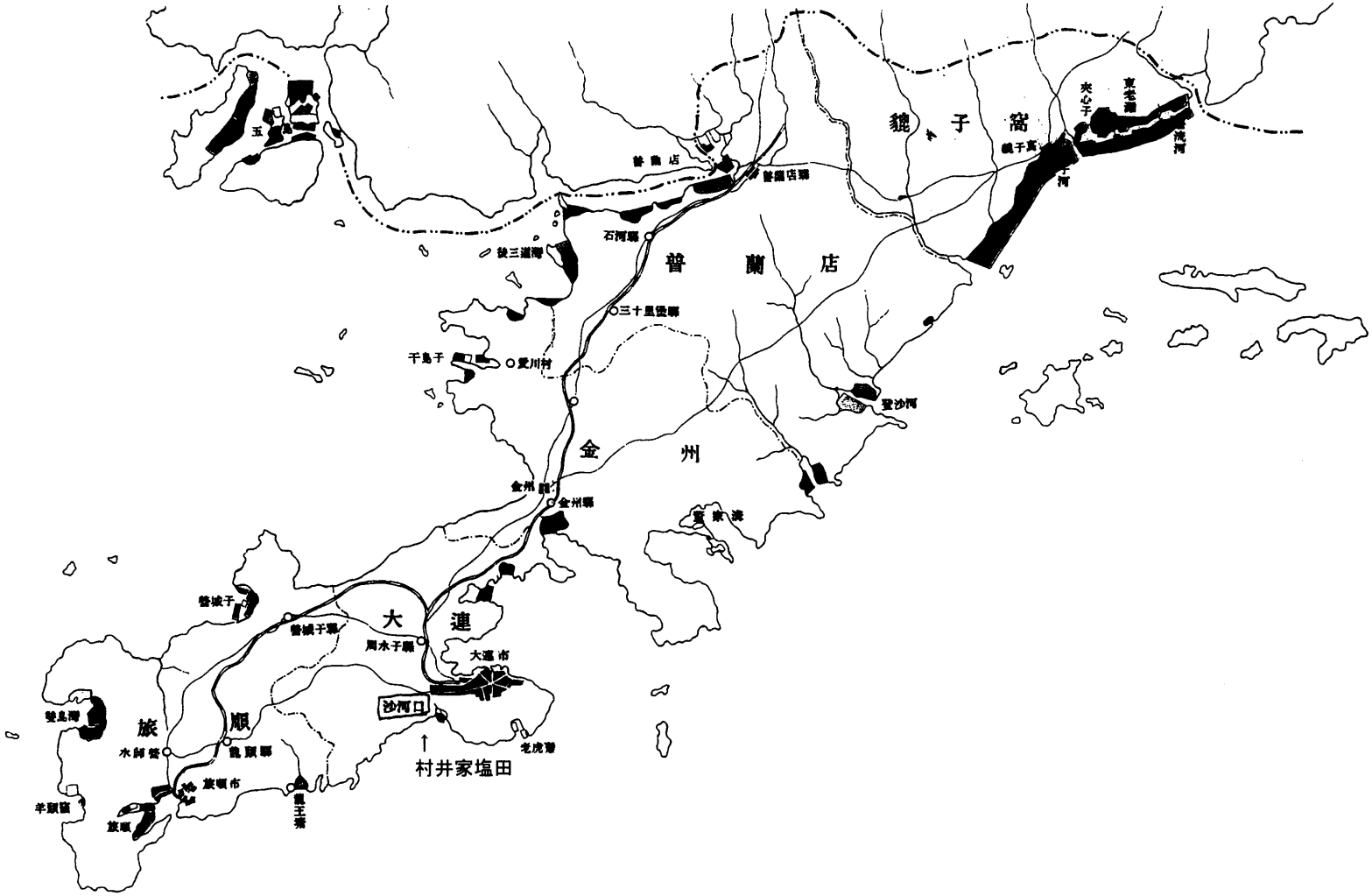

（四一年七月か、A一―一四）。

さらに『関東州の塩業』によれば、四〇年六月一日、村井文太に出された塩田開設許可はいったん取り消され、面積を縮小して新たに許可された（貸与面積は不明）。関東州塩田規則では、塩田開設地は希望者に無償で貸与された（第二、三条）ものの、貸与面積に応じて「塩田開設ノ成功期間」が定められていた（第五条、最短二年以内、最長七年以内）。そして期間内に「成功」しなかった場合には、土地の返還が義務づけられた（第六条）。当初文太が許可された面積は二〇町で、「成功期間」は三年以内である。いまだ二年弱を残した段階で、許可の取消・面積縮小のうえ再許可という手段を村井家が採った理由は、現段階では不明である。なお文太は、妻のぶに宛てた書簡（A一―一一―一）のなかで、「塩田義昨年来寝ても明ても一心ニ思ひ詰メ居候処、豈ニ図ランヤ許可取消ニ相成、此趣ハ筆紙ニ書き難し」と、さらに「十一日願書を携帯し民政部へ出頭仕候、十ニ八九ハ許可可相成ニ付、御安心可被下候」と記しており、開設許可取消が自身の意に反して起きたことや、慌てて再願している様子が窺える。

再願後の六月二五日、文太・七之助は塩田開設に関する契約を締結し、中国人塩田を模範とすること、築造費用三〇〇〇円はふたりで折半することなどを取り決めた（A一―一三）。今のところ、三九・四〇年の塩田事業に関する史料が少ないが、これは七之助が市郎・文太へ対し、事業の進捗情報をさほど報告しなかったためであろう。現段階では、塩田開設に関する内容が記された史料は、四一年七月二七日市郎宛七之助書簡である（A二―二―五）。七之助は「（塩田：筆者註）工事長引候テハ誠ニ駄目ハ目前顕レ申候」・「此期不失」と主張し、集中的な投資を呼びかけたほか、他塩田の調査（「双嶋湾塩田取調」）も行っている。

四一年七月頃から、岸田健作から市郎・文太に宛てた書簡が多く出されている。健作は、村井家始祖市左衛門の実家岸田家の一四代目である。前述の、のぶ宛文太書簡に、健作の渡連に関する記述がみられる。塩田開設許可取消など、塩田事業の危機状況のなか健作は大連に渡り、以後村井家塩田事業の現地責任者となった。健作は七之助とは違って、頻繁に事業状況を市郎・文太へ報告している。この点、村井家には七之助に対する不信が垣間見られ、健作は連絡を密にすることで、同家との信頼関係を維持していたのかもしれない。

健作の塩田事業に関わる活動は、今のところ四一年七月三〇日の貔子窩塩田視察が初見である（A二―二―六、七）。また同年九月一九日の市郎宛書簡（A二―二―一三）には、工事の進捗状況や苦力の使役、費用明細や天候の推移なども詳細に記しており、やはり七之助と比べ、村井家へ伝えた情報量は格段に多い。また同書簡中の天候推移報告は、八月二三日から始まっており、採塩作業開始時期はその頃だと考えられる。

四二年四月一〇日、村井家は塩田事業を健作に委ねる旨の委任状を、文太名義にて作成している（B一四―一）。健作から市郎・文太への報告は、これ以降特に多くなり、袋B中の史料のほとんどが健作作成の書簡類である。筆者は今のところ、委任状作成以前は七之助・健作共同で塩田事業に携わり、以後は健作単独か、七之助の関与は極めて少なくなったと考えている。

塩田事業の展開

ここでは健作が市郎・文太に宛てた書簡のいくつかを検討し、村井家

塩田の構造や、採塩作業の様子などを紹介したい。なお村井家塩田事業の拠点は、大連市東郷町二丁目に設置した「村井塩田事務所」であった。その後大連市美濃町へ移転し、明治四二年五月には、「村井洋行塩業部」と改称している（B一三）。

まず、村井家塩田の構造を検討したい。村井家塩田は、東・西・北の三ブロックに分かれていた。うち東部は八付の塩田が設置され、第一～八まで番号が付された。ただし四二年五月四日の時点では、第一～六塩田は採塩作業に着手したが、第七・八塩田は地盤不良のため改修作業が行われている（B一一）。大正五年、村井家が塩田売却を計画した際の史料（未整理）によれば、全八付のうち一付は「煎熬塩ニ使用」とあり、第七・八塩田のどちらかは、天日採塩に適さなかったようである。

西部・北部塩田は、四二年三月二九日付の塩田工事予算書（B一四―七）には、西部が三付・北部が四付とされている。しかし前述の大正五年売却計画史料には、東部塩田以外に、「七部参付」とある。「七部」の意味が不明（誤記か）だが、少なくとも大正五年段階では、東部以外の塩田は三付だったことが判明する。

なお前述の、四一年九月一九日書簡（A二―二―一三）では、健作は西部・北部塩田について、ともに概ね完成の旨を報告している（採塩には未着手か）。しかし四二年四月一四日市郎宛書簡（B一七）によれば、まずは東部塩田のみで製塩し、西部・北部塩田工事は「東部の余暇を以て」進めるとしている。約七ヶ月間のあいだに、西部・北部塩田に何らかの変化（災害による破損など）が起きた可能性がある。

次に、塩田一付の構造をみてみよう。四二年四月一六日市郎宛書簡（B一二）により、貯水池の設置が判明する。しかしこの書簡では、「貯水池の浅きか為の多量なる貯水の出来得ざる」としており、貯水池は役割を十分に果たせず、改修を余儀なくされた。また「蒸発池ニ（中略）貯水を汲み上げ」という記述もあり、揚水式を採用していたことがわかる。

製塩行程については、四二年五月一〇日文太宛書簡（B一〇）に詳しい記述がみられる。これによれば、四月二一日海水汲み上げに着手した東部第一・第二塩田では、五月四日には「最早結晶池の周囲ニ白色を帯び若干の塩も附着致し」という状況となった。そして九日に、苦力に命じて中国升で一〇石（日本升二五石）の塩を収穫した。さらに海水汲み上げ済みの第三～六塩田についても、採塩の準備が整った旨を報告している。

最後に、「本年度貸借対照表」など、塩田事業に関するデータを記した史料（A二―二―一）を検討したい（表2）。年次は記されていないが、「採塩之部」に「岸田」「村井」への「手当」が計上されており、「村井」が七之助を指すと考えれば、この史料は明治四一年の状況を記したものと考えられる。今後他の史料とあわせて分析し、年次を明確にしたいが、とりあえず本稿では、四一年の史料として検討したい。

まず「本年度貸借対照表」の「払金」は、「工事費」から「一時取替払」の「小計」を合計した額である。「受金」には、塩の販売益も含まれるだろう。ただし『関東州の塩業』によれば、関東州塩田の採塩時期は三～一一月である。四一年の村井家塩田採塩開始時期を八月下旬とすれば、採塩期間は僅か三ヶ月であり、四五三一円余の全てが塩販売益とは考えにくい。「受金」とは、塩販売益プラス村井家の投資金額であると考えたい。

「払金」の大半は、「工事費」と「採塩之部」で占めている。さらに「工事費」の多さは、四一年の塩田事業が、採塩よりも塩田開設工事中心だったことを示している。また天日製塩だから当然であるが、「採塩之部」に全く燃料費が計上されていない点は、内地（瀬戸内）塩田の経営を分析してきた筆者にとっては、関東州塩田の優位性を示していて興味深い。最後の「記」は、他の項目とは異質なものだが、東部・西部に一人ずつ「稔頭」を置いたことが分かる。ただ苦力の一人あたり賃金については、雇用人数を明確にできないため不明である。「趙莆田」「徐」は中国人名だろうが、これも詳細は不明である。

表２　A2-2-1　塩田関係計算書一括（仮）に記載されたデータ

（単位：円）

「本年度貸借対照表」	
受金	4,531.500
払金	4,505.158
残金	26.342
「工事費」	
大工賃	20.498
鍛冶賃	16.541
石垣組賃	367.574
材料	194.870
据付材料	167.052
給料	178.000
工場家賃	18.500
鍬返し	99.600
工事苦力賃	1,115.170
小計	2,178.505
「採塩之部」	
採塩苦力賃	1,037.900
採塩苦力小屋借家	21.000
工場備品	8.000
苦力小屋備品	16.320
採塩什器	36.080
手当岸田払	89.060
手当村井払	266.667
小計	1,475.027
「対工事、採塩、諸雑費」	
旅費	113.608
通信	24.635
雑費	55.450
事務所備品	10.350
交際費	3.200
事務所家賃	170.000
運賃	66.430
車馬賃	41.360
小計	485.033

「預ケ金ノ部」	
家賃敷金	50.000
小計	50.000
「昨年不足払」	
昨年村井取替	113.299
本年始前工事	9.600
本年起工前事務所費	30.000
小計	152.899
「一時取替払」	
工場行食料	121.844
（細目名なし）	41.850
小計	163.694
「記」	
東稔頭一ヶ月半賃銭	27.000
全苦力賃	306.000
西稔頭一ヶ月卜七日間	22.200
全苦力賃	133.200
工事賃趙莆田	20.000
徐苦力	8.000
徐苦力	50.000
徐苦常雇	20.000
給料内貸	10.000
旅費	25.000
合計	621.400

以上、極めて粗雑な検討となってしまったが、村井家塩田事業の概略について、いくつかの史料を用いて検討した。推測の域を出ない点・不明な点が多く、今後『村井家文書』の分析を進めることにより、修正・解明していきたい。

おわりに

大正五年、村井家は所有塩田をすべて大日本塩業株式会社へ売却し、同家の塩田事業は終了した。最初の塩田開設許可を得てから七年という短期間に終わり、「撤退」といったほうが正確だろうか。ただし村井家は、市孝（文太の子）が大正三年五月二九日、専売局より関東州塩の輸入取扱を請け負っており（未整理）、製塩から（自塩田の塩に限定しない）塩輸入業に事業を転換させていた可能性がある。いずれにしろ、塩田事業自体からは、大きな利益を得ることは無いままに終わったとみられる。しかし村井家が関東州に注目・進出した動機・過程、塩田事業の経過、塩田事業撤退後の村井家の動向などを解明すれば、外地へ進出した地方資産家の事例として、貴重な研究となるだろう。

前述のように、『村井家文書』は膨大な量で、かつ大半が一紙類の史料である。そのため全体の整理には、かなりの作業が必要となろう。ただし、一紙類の多くは一年ごとに一括され、「〜年、〜」と年代・内容が注記されている場合が多く（写真3、写真4）、こうした状況を生かした整理を進める必要があろう。関東州塩業研究を念頭に置けば、まずは一括史料群単位の目録を作成し、そのうえで明治三八年〜大正五年のものを抽出し、その整理を優先（情報は年代・作成（地）・宛先だけでも十分

写真３①　一括史料群「明治三十五年寅旧正月元日ヨリ同旧大晦日マデ諸々来状括　盤桓堂分」

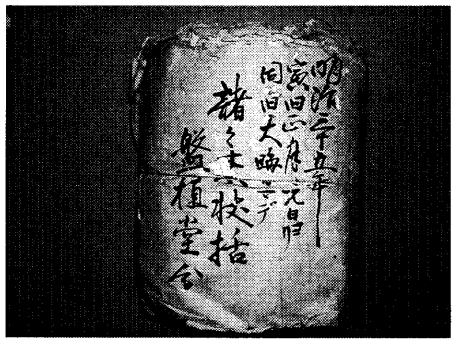

写真３②　側面

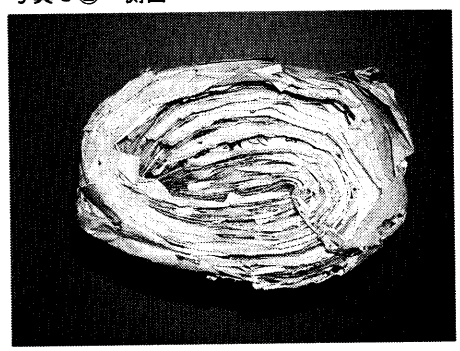

写真４①　一括史料群「明治四十三年中店来状集」

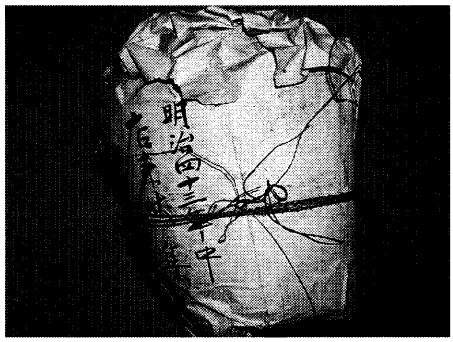

写真４②　側面

である）できれば、本稿で紹介した塩田事業関係史料とあわせた分析が可能となる。今後、『村井家文書』の整理・公開が進むことを期待したい。